

# かわちのタイムス

2016.6.1発行 No. 21

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

〒577-0012 東大阪市長田東 2-3-22-601

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: http://kawachino.org

これなら使える 雇用保険助成金 ⑧

【両立支援等助成金】

## 介護取組支援助成金

《もらえる会社》

1 厚生労働省作成の「介護離職を予防するための両立支援モデル」に基づいて、以下の3点の取組を全部行っていること。

① 社員の仕事と介護の実情についての社内アンケート。

② 社員が介護に直面する前に、研修やリーフレットの配布などの支援。

③ 社員が介護に直面した際に、相談できる窓口を社内に設置し、知らせる。

2 育児・介護休業法で定められた介護休業、所定労働時間の短縮等について就業規則等に規定していること。

3 厚労省関連取組公表サイト「両立支援のひろば」に登録し、取組を公表していること。

《もらえる金額》

1会社1回のみ 60万円

※予算に限りがあります(早い者勝ち)。

## 労災事故発生… かわちの社労士に すぐ電話！

保険請求はお任せ下さい

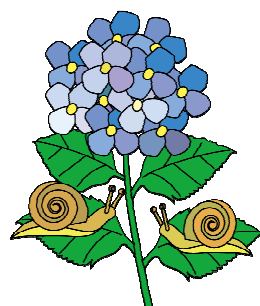
労災事故は予防が第一。それでも事故が起こってしまったら、迅速で正確な保険請求を。社労士が代行します。

①被災労働者は解体工事の足場から転落。作業が終了し、足場から降りるために安全帯を付け替えようとしたときにバランスを崩した。足を骨折して長期入院。

②被災労働者はバイクで帰宅途中、横から進んできた軽自動車を避けようとして転倒。救急病院へ搬送された。足を負傷して3週間休業。

◆後遺障害の請求も  
昨年起こった事故では、長期の加療後もケガが治りきらず(症状固定)、障害補償給付(年金または一時金)を請求した事例も2件ありました。

紫陽花の季節はさておき、



## 助成金行脚日誌

あんぎゃ

【五月十三日】

「雇用保険助成金の豆(マメ)知識」と題して、ご近所の保険代理店の営業マンの方々に講習。

【五月二十六日】

保険代理店の得意先様の木材商、合板・木製品製造会社を訪問。

【五月三十一日】

◎労働基準監督署に介護事業所の就業規則・パート就業規則を提出。

助成金計画画のため。

◎助成金センターに計画画三件提出。何れも「職場定着支援助成金・雇用管理制度助成(今年度から全業種対象)」。

【六月一日】

「キャリアアップ助成金・人材育成コース」のOf+JT講習。テーマは「労働災害予防・安全衛生・労災保険の基礎知識」。

# 年金よろず相談

## 生活保護と障害年金

参り巻上

**B 郎** 数年前から生活保護を受けています。障害年金をもらえたら、少しは自活できるかなと思いい、相談しました。

**社労士** この数年間はどんな暮らしをされてきましたか。

**B 郎** 家族と離れて、引越しを繰り返しました。福祉

**B 郎** 事務所で声を掛けられた人に連れて行かれて、ポロポロのパートに移ったこともあり

**社労士** 「貧困ビジネス」に捕まった？危なかったですね。

**B 郎** ご病気の方はどうですか。中小企業の工場に勤

**社労士** C 診療所に問い合わせ

**社労士** ケースワーカーも年金を勧めにくいのでし

**B 郎** やってみたいと思

だから映画はおもしろい  
vol.18

『殿、利息でござる』  
(2016年、日本)



●「時代劇」といえば、何と言っても「チャンバラ」。『七人の侍』も『たそがれ清兵衛』もチャンバラの魅力抜きには語れません。そんな中、『武士の家計簿』に続いて、同じ原作者（磯田道史）による本作は「チャンバラがなくても面白い時代劇」です。どちらも「じつは“実話”」です。中村義洋監督。

●江戸時代、百姓への重税に加えて、宿場町には重い出費が課せられていました。この苦しみから逃れるため、藩の財政が苦しいことに目を付けた町民が出資金を集めて、藩に貸付け、金利を得ることを思いつきます。商売の出資と間違えて名乗り出る者もいましたが、「事を成すまでは秘密、その後も末代まで口外しない」と誓い合って、賛同者を増やしていきます。

「守銭奴」と思われていた造り酒屋兼金貸業の店主が親子2代に亘って宿場を守ろうとしていたことも明らかに。銭5千貫（千両？）が集まり、ついに藩の役人に貸付を直訴しますが…。

●「千両＝3億円」などの字幕付きで、当時の貨幣価値がわかります。信用制度における「利子生み資本」についても考えさせられました。

▼将棋界に二十代の佐藤天彦（あまひこ）新名人が誕生。「世代交代」が加速するなか、「羽生世代」などの中年組が踏ん張るでしょうか。▼そのアマヒコさんも属する「ゆとり世代」。ゆとりどころか、貧困・非正規雇用・就職難に苦しむ若者が多いと感じます。18歳選挙権の行使が注目されます。

### 編集後記

※このコーナーは、実際に寄せられた相談をモデルにしたフィクションです。

めていた時に、いろいろなことがあって、「うつ」になりました。それ以来、精神科のクリニックに通院しています。

**社労士** 厚生年金加入中に発病しているの、保険料納付については問題ありません。初めてかかった病院はどちらですか。初診の証明書が必要ですので。

**B 郎** C 診療所です。生活保護の医療券で診てもらえるでしょうか。

**社労士** C 診療所に問い合わせ

せてみましょう。診察にも同行しますよ。

**B 郎** ケースワーカーや主治医にも相談しましたが、障害年金については、あまりよい返事がもらえませんでした。

**社労士** 生活保護は「他法優先」といって、他の社会保障が受けられる場合は、そちらを受けるのが基本です。ただし、年金をもらったら、その分の生活保護費がもらえなくなるので、ケースワーカーも年金を勧めにくいのでし

**B 郎** 障害年金をもらっても、「意味がない」ということですかね。

**社労士** まだお若いですし、障害年金をもらいながら、就労支援を利用するのもよいのでは。もし1・2級の障害年金がもらえることになったら、生活保護費に加算が付きます。

**B 郎** やってみたいと思